

登記法編要  
出訴期限規則摘要

公證人規則摘要

印

# 商家 必携 五法早見

福島信三郎編輯

中外堂出版



證券印稅規則摘要

一頁

民事訴訟用印紙規則摘要

二十二頁

登記法摘要

二十七頁

公證人規則摘要

四十四頁

出訴期限規則摘要

五十七頁



特53

201

規則 稅

必商  
携家  
五法早見

第壹章 證券印稅規則摘要

福島信三郎編輯

○第壹號 印稅規則

凡る金の錢財實の請取渡及び契約を爲したる等の場合に於て其趣旨を證明する爲め

に用うる證書若しくは帳簿に必要ならしむるに從ひ相當の印紙を貼用せざる可からず

○其證書若しくは帳簿を分ちて二種類と爲す

すなはち一定の印紙を貼用するものと金額が

この多寡に依りて紙の割合の異なるものとの區別

是なり ○其印紙の稅率は左の如し

證券印稅規則摘要

一類の税率  
壹錢印紙

○第貳號

一類の税率

左に掲ぐる所の證書若しくは帳簿には金高の記載しあるや否やと又其多寡とに拘ら

△壹錢印紙

金高を記載せざる約定証文

- ◎ 金高を記載せざる約定証文
- ◎ 跡式譲渡の証文
- ◎ 遺金の証文
- ◎ 遺物の証文
- ◎ 譲與の証文
- ◎ 期限の定め無き預り金の証文
- ◎ 耕地小作の証文

- ◎ 雇人の請合状
- ◎ 金高の記載なき諸物品の預り証文
- ◎ 金高の記載なき諸物品の借用証文
- ◎ 地所の預り証文
- ◎ 家屋の預り証文
- ◎ 諸物品の切手
- ◎ 借地証文
- ◎ 借家証文
- ◎ 借家の証文
- ◎ 賣買の仕切書
- ◎ 保険の証文
- ◎ 諸會社の株券
- ◎ 送金の手形

壹錢印紙

△壹錢印紙

◎ 以上の証文、手形、切手、株券等は總て壹錢の印紙を貼用すへし

◎ 金銭及び諸物品の通帳 但し一冊に

付一年以内に限りなり

◎ 結社の約定書 但し結社の約定書に

金圓の請取渡又は貸借に係はる條項

を記載しありて之は効力を確定する

爲めの證書帳簿は金高を記載せすと

雖とも第二類の金高記載ある諸般の

契約證書に準じて相當の印紙を貼用

せざる可からず

貳錢拾印紙

△貳錢拾印紙

◎ 營業に關する送狀 但し金高五圓以

上に限るなり然れとも營業に關せさ

る送狀は五圓以上は勿論五圓以下と

雖とも第二類の稅率に準じて必ず相

當の印紙を貼用せざるへからず

◎ 營業上に關する請取書 但し是も亦

た五圓以上に限るなり

◎ 右二證書を通帳と爲すときは都て一

年以内一冊に付壹錢の印紙を貼用す

るものとす

◎ 金銭諸物品の判取帳 但し一冊に付

五厘印紙

△五厘印紙 一年以内に限るなり

- ◎委任状
- ◎當座預り金引出小切手 但し此小切手には大藏省税印押捺を請ふことを得るなり

二類の税率

○第三號 二類の税率

左に掲ぐる所の證書には金高の多寡に隨ひ下に定むる所の割合を以て必ず印紙を貼用せざる可からず○爲替手形約束手形は手形用紙を用うるなり

證書

△證書

税率

△税率

- ◎金銭借用證書
  - ◎地所賣買證書
  - ◎家屋賣買證書
  - ◎金高を記載したる諸物品の預り證書
  - ◎金高を記載したる諸物品の借用證書
  - ◎諸物品の賣買證書
  - ◎金銭の定期預り證書
  - ◎以上の證文には左の割合の印紙を貼用するなり
- ◎壹圓以上貳拾圓未満 壹錢印紙
- ◎貳拾圓以上五拾圓未満 貳錢印紙

- ◎ 五十圓以上百圓未満 四錢印紙
- ◎ 百圓以上百五十圓未満 六錢印紙
- ◎ 百五十圓以上貳百圓未満 八錢印紙
- ◎ 貳百圓以上三百圓未満 拾壹錢印紙
- ◎ 三百圓以上四百圓未満 拾四錢印紙
- ◎ 四百圓以上六百圓未満 貳拾錢印紙
- ◎ 六百圓以上八百圓未満 廿六錢印紙
- ◎ 八百圓以上千百圓未満 三拾貳錢印紙
- ◎ 千百圓以上千四百圓未満 三拾八錢印紙
- ◎ 千四百圓以上千七百圓未満 四拾四錢印紙
- ◎ 千七百圓以上貳千圓未満 五拾錢印紙
- ◎ 貳千圓以上貳千五百圓未満 六拾錢印紙

證書

△證書

- ◎ 貳千五百圓以上三千圓未満 七拾錢印紙
  - ◎ 三千圓以上三千五百圓未満 八拾錢印紙
  - ◎ 三千五百圓以上四千圓未満 九拾錢印紙
  - ◎ 四千圓以上 壹圓印紙
- 右の諸證書を別に通帳と爲すときは豫め其附込むべき金高を見積り下に定むる所の印紙を貼用せざる可からず
- ◎ 百圓未満四錢印紙 ○ 百圓以上は總て諸證書の稅率に據るものとす

- ◎ 金錢當座預り證文

税率

◎ 質物預り證小札  
 ○ 右の證書は左の税率に據て印紙を貼用す可し

△税率

◎ 壹圓以上貳拾圓未満 壹錢印紙  
 ◎ 貳拾圓以上 貳錢印紙  
 ○ 右の諸證書を通帳と爲すときは其附込むへき金高を見積り下よ定むる所の印紙を貼用せざる可からず

◎ 百圓未満 貳錢印紙  
 ◎ 百圓以上 四錢印紙

證書

△證書

◎ 爲替手形  
 ◎ 荷爲替手形  
 ◎ 約束手形  
 ○ 以上の手形には左の割合の印紙を貼用すへし

税率

△税率

◎ 五拾圓未満 壹錢印紙  
 ◎ 五拾圓以上百圓未満 貳錢印紙  
 ◎ 百圓以上貳百圓未満 四錢印紙  
 ◎ 貳百圓以上五百圓未満 八錢印紙  
 ◎ 五百圓以上千圓未満 拾五錢印紙  
 ◎ 千圓以上貳千圓未満 貳拾五錢印紙



使用  
法則

○第四號 使用法則

◎貳千圓以上

五拾錢印紙

以上に掲ぐる所の帳簿の外と雖ども之と同様の効力を有するものは其名稱の如何にか拘らず總て一二類の税率に照して相當の印紙を貼用す可し

○第二類の帳簿は附込むべき見積り金高及ひ使用の期限帳簿の紙数を其初丁に記載す可きなり但し物品の請取渡に係はる者は其代價を記載すへし

○又證書帳簿に税率の異なる者と雜記するときは各々相當の印紙を貼用すへきも

貼用  
心得

○第五號 貼用心得

のどす

凡る印紙は證書を差出す人又は帳簿主に於て證書請取渡を爲さるる前帳簿は附込まさる前に貼用し且氏名を記したる下に押捺する印と同一の印を以て證書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて消印を爲すへし

○此印紙を貼用すへき帳簿仕切書送り状等は其主任官に於て之を檢査せらるる事もあるへし若し此手續に従て證書帳簿に印紙を貼用せざる時は裁判所に訴するも之を受理せざるのみならず

特別の書類  
書類

第九號に掲ぐる所の處罰を受くるなり  
但し處罰を受けたる後に印紙を貼用すれ  
は又受理せらるるものとす

○第六號

特別の書類  
左に掲ぐる所の證書、帳簿には印紙を貼用

△書類

- 官廳より差出す證書又は帳簿
- 官吏、準官吏若しくは布告、布達又は達を以て定めたる議員若しくは公立學校公務に依り用うる所の證書
- 官廳より差出す證書又は帳簿
- 官吏、準官吏若しくは布告、布達又は達を以て定めたる議員若しくは公立學校公務に依り用うる所の證書

餘白

○第七號

餘白の心得

- 國庫金取扱所又は爲換方より官廳に差出す預り金に對する抵當證書
- 國庫金取扱所又は爲換方より官廳に對したる諸上納金の預り證書帳簿
- 金圓を記載したる官廳の命令書に對し國庫金の取扱所又は爲替方より差出す請書
- 諸上納金に付國庫金の取扱所又は爲替方より納人へ差出す請取證書
- 罹災救助金、獻金、寄附金に關し人民より官廳に差出す證書

印紙の貼用済なる第二類の帳簿に見積金  
 高の満ちたるとき又は使用期限の満ちた  
 るときは其旨を該帳簿に記載し置き主任  
 官検査の時に檢印を受く可し  
 ○又其帳簿に餘白ありて尙ほ之を使用せ  
 んと欲するときは第四號に説く所の手續  
 を以て更に相當の印紙を貼用せざる可か  
 らず○又第二類の帳簿にして見積金高の  
 未だ満たざるか又は使用期限の未だ盡き  
 ざるに其紙數の已に盡きたるときは更に  
 紙數を増加することを得るなり此場合は  
 於ては其帳簿の初丁なる見積金高又は期

○第八號 特別貼用

限の側に其事由及び増加したる紙數を記  
 載すへし  
 ○第八號 特別貼用  
 證書又は帳簿に外國の貨幣を以て員數を  
 記載するときは改めて内國の貨幣に算當  
 したる金高を附記し相當の印紙を貼用す  
 可し○取換せ證書は雙方とも相當の印紙  
 を貼用す可し○又證書に副證書を附し又  
 は裏書等を爲し本證書と効用を異にする  
 もの若くは金高に増減を生ずるものは其  
 副書又は其裏書に就き更に相當の印紙を  
 貼用す可きものとす

○第九號 科料罰金

此規則を犯したる者は左の罰金科料に處

せらるる  
(一) 脱税高二十倍の科料罰金

印紙を貼用す可き證書又は帳簿に之を貼用せざる者若くは貼用不足する者及び手形用紙を用ひざる者若くは不足税の手形用紙を用おたる者及び其證書、帳簿を受取たる者  
(二) 脱税高十倍の科料罰金  
消印の手續を爲さざる者又は他の印を以て消印したる者は其印紙税の十倍を

(三) 半額の科料罰金

徴收す○其證書、帳簿を受取たる者も亦同し但し處罰後に貼用する場合に之を除く  
此規則を犯したる證書、帳簿に請人又は證人として加印したる者は各々其正犯に係はる科料罰金の半額を徴收す  
(四) 貳圓以上貳拾圓以下の罰金  
印紙を貼用す可き帳簿仕切書送り状を其主任官に於て検査する時之を拒て受けざる者

(五) 貳圓以上拾圓以下の罰金

帳簿初丁の記載を怠り又は餘白に手續を爲さずして使用したる者

(六) 五圓以上五拾圓以下の罰金及印紙賣

得金の沒收

官の許可を得ずして印紙及手形用紙を

賣捌きたる者

(七) 壹圓以上壹圓九拾錢以下の科料

期限満たるときの處置及び紙數増加の

手續を怠りたる者

以上の諸罪を犯したる者に對しては刑

法に規定したる不諭罪及び減刑再犯加

重數罪俱發の例を用ゐざるなり

○第十號 印紙及手形用紙

印紙及手形用紙

△印紙

五厘 五錢 五厘 五錢 五厘 五錢 五厘 五錢

△手形用紙

壹錢 老綠色 貳錢 桔梗色 四

錢淡黑色

八錢 橙黃色 拾五錢 淡赭色

貳拾五錢

淡紅色 五拾錢 淡青色 壹圓 淡

黃色

右の印紙及び手形用紙は官の許可を得た

る賣捌所に非ざれば之を賣捌くとを得さ

るなり

印紙規則

第二章 民事訴訟用印紙規則摘要

○第壹號 印紙規則

凡ろ民事の訴訟に付ては其書類に次號以下  
の印紙を貼用せざる可からず而して其  
貼用法は訴狀其他書類の正本に貼用し且  
貼用者の印形を以て消印を爲す可し  
◎凡て貼用したる印紙の代價は曲者より  
直者に辨償す可きものとす

○第二號

金額價額請求の訴  
訴狀には正本一通に付き其請求す可き金  
高若くは價額に應し受付の時に於て左の  
區別に従ひ相當の印紙を貼用するものと

金額請求の訴

金額印紙料

△金額價額及印紙料

- ◎五圓迄 貳拾錢 ◎拾圓迄 三拾錢 ◎貳拾圓迄 六拾錢 ◎五拾圓迄 壹圓五拾錢 ◎七拾五圓迄 六圓五拾錢 ◎百圓迄 三圓 ◎貳百五圓迄 六圓五拾錢 ◎五百圓迄 拾圓 ◎七百萬圓迄 拾三圓 ◎千圓迄 拾五圓 ◎貳千五百圓迄 貳拾圓 ◎五千圓迄 貳拾五圓 ◎一萬圓迄 三圓
- 以上は千圓迄毎に貳圓を加ふ  
右の金額控訴に係ては其半額上告に係て  
は其全額を加へて貼用すへし
- 第三號 人事及非金額の訴

人事及非

金額  
の  
訴

書類  
の  
印  
紙

凡う人事其他金額に見積る可らざるものは三圓の印紙を貼用す可し其控訴に係ては半額上告に係ては全額を加貼すると前號の如し○人事に於ては極貧窮にして戸長の證明書を所持する者は裁判官に於て印紙の貼用を免ずるとある可し

○第四號 書類の印紙

訴状外の書類に付ては左の如く印紙を貼用す可し

△正本壹通に付き 貳拾錢印紙

答辨書◎證據物寫◎辨駁書◎辨論書◎上申書◎陳述書◎證人、鑑定人、評價人、引合人、

呼出請求の願書◎審判延期の請求願書

△正本壹通に付き 五拾錢印紙

官吏臨檢の請求願書◎財産差押の請求願書◎物品公賣の請求願書◎身代限處分の請求願書

△壹枚に付五錢の割 裁判言渡書の謄本下

附に付差出す受取書○此書は壹枚十二行、一行十二字詰

△壹枚に付三錢の割 凡て謄本下附に付差

出す受取書○此書は壹枚二十行、一行十八字詰

△壹件毎に二拾錢 勸解出願は何れの訴件

印紙の種類

に拘らす一件毎に貳拾錢の印紙を貼用す可し

○第五號 印紙の種類

三錢淡黒色印紙 ○五錢黒色印紙 ○拾錢  
色印紙 ○五拾錢茶褐色印紙 ○壹圓黄色印  
紙 ○五圓青色印紙 ○拾圓橙黄色印紙 ○拾  
五圓綠色印紙 ○貳拾圓橘栗印紙  
右印紙は管轄廳の許可を得たる賣捌所に  
於て發賣せしむ其他に於ては賣買すると  
を得ざるなり

罰則

○第六號 罰則

官許賣捌所外に於て印紙を販賣したる者

登記の要領

は貳拾圓以上貳百圓以下の罰金に處し仍  
現在の印紙を沒收す其情を知りて之を買  
取たる者は拾圓以上百圓以下の罰金に處  
し仍現在の印紙を沒收するものとす  
右の犯則者に對しては刑法の不論罪及ひ  
減輕、再犯、加重、數罪俱發の例を用ゐざるな  
り

第三章 登記法摘要

○第一號 登記の要領

地所、建物、船舶の三種に付賣買、讓與、質入、書  
入を爲したるときは其登記を請ふとを得  
可し ○登記とて登記所に備ある帳簿に登

登記法摘要



載記録して之を公けに廣告するの旨趣なり  
 ○賣買讓與質入書入の場合に於て登記  
 を爲ざるときは第三者とて二重典賣等の  
 とき他の者へ對し已れ其先取の權利を争  
 ふ能はざるなり故に必ず登記するを上策  
 とす

登記の概目

○第二號 登記の概目

- 地所、建物、船舶の賣買、讓與、質入、書入を爲し  
 たるに付登記を請ふときは左の概目を記  
 載す可し
- 地所は郡區、町村名、字番地、地目、反別、若く  
 は坪數、地券面の價額

- 〔二〕 建物は郡區、町村名、字番地、地目、構造の種  
 類、建坪、造作の有無
- 〔三〕 西洋形船舶は汽船帆船の區別、船名、番  
 號、登簿順數、公稱馬力、汽機及汽鐘の種類  
 端船其他必要の所屬品
- 〔四〕 日本形船舶は船名、番號、積石數、間數、端船  
 其他必要の所屬品
- 〔五〕 登記の事由
- 〔六〕 金額(賣買、讓與、質入、書入の實價)
- 〔七〕 質入書入は其期限及ひ利息
- 〔八〕 所有者及ひ登記を受くる者の氏名住所
- 〔九〕 一筆の地所又は一棟の建物を區別して

賣買讓與の登記

〔十〕 賣買讓與質入書入を爲すときは其事實  
 二番以後の書入を爲し又は書入に爲し  
 たるものを質入と爲し質入に爲したる  
 ものを書入と爲すときは其事實○建物  
 船舶は質入するを得ざるなり

〔十一〕 登記の年月

○第三號 賣買讓與の登記

地所、建物、船舶の賣買、讓與、に付登記を請ふ  
 の手續は左の如し

△手續

〔一〕 賣買讓與に付物件の登記を請ふときは  
 契約者双方出頭して其取替したる證書

〔二〕 家を相續に依りて得たる物件に付登記を  
 請ふときは双方出頭して其證書を示す  
 所、建物、船舶を買受たる人又は讓受たる  
 人は之を了知せる旨を申出す可し

〔三〕 死亡者失踪者若しくは離縁戸主の遺留し  
 たる物件を相續して登記を請ふときは  
 親屬(親屬なきときは近隣の戸主)二名以  
 上連署したる書面を差出し且證明書類  
 あるものは之を示す可し但し證明書  
 類とは死亡届、失踪届、復籍願等を云ふな

〔四〕行政官廳の公賣處分に因り所有權を得

たる物件の登記を請ふときは落札、達書  
及其代金完納の證書を示す可し

〔五〕官有の物件を拂下又は無代價下渡を受  
けて登記を請ふときは其指令の本書若

〔六〕民有の物件を官有と爲したるときは其  
官廳は前號の概目を示して登記を求む

〔七〕可し  
裁判執行上の羅賣若くは入札に因て物  
件の所有權を得たる者あるときは裁判

質入  
書入

○第四號 質入書入の登記  
〔一〕物件の質入書入に付き登記を請ふとき

所の命令に依て登記を爲すなり  
右登記を請ふに當り本人出頭する能は  
さるときは委任狀を有する代人を出頭  
せしむるを得るなり○物件の登記を  
受け地券鑑札の下附書換を請はんとす  
る者は登記所より登記済の證を受くる  
とを得るなり○其他の場合に於ては登  
記官吏に示したる證書に登記済の捺印  
を捺して下附するか故之を保存し置く  
可し

は契約者双方出頭して其證書を示す可

〔二〕

補償義務即ち貸借の爲めに非ずして義務を果す可き其保證の爲め物件を質入

〔三〕

書入と爲し其登記を請ふ者も亦た同じ物件を二重に書入、質入するに付登記を請ふときは第二債主に於て其己に書入、質入中なるとを了知せる旨を申出共記入を請ふ可し

〔四〕

書入と爲りたる地所を質入と爲し又は質入と爲りたる地所を書入と爲すときも亦た同じ

〔五〕

質入書入契約の全部若くは其一部分を解除するか又は變更するに付登記を請ふときは契約者双方出頭して其證書を示す可し

右質入の物件を書入とし又は書入の物件を質入とするか又は二重典賣の如く同一の物件に付數個の登記を爲すときは其契約の前後に拘らず登記を請ふ日時の前後に因て一番二番の順序を定むるものとす故に契約を爲したるときは直に登記を請ふを良策とするなり

○第五號 登記料

(一) 物件賣買に付き登記を請ふときは買受人より左の賣買代價の區別に従ひ一件毎に登記料を納む可し

- |               |      |
|---------------|------|
| 賣買代價          | 登記料  |
| ◎ 五圓未満        | 五錢   |
| ◎ 五圓以上十圓未満    | 拾錢   |
| ◎ 拾圓以上廿五圓未満   | 貳拾五錢 |
| ◎ 貳拾五圓以上五十圓未満 | 五拾錢  |
| ◎ 五十圓以上百圓未満   | 壹圓   |
| ◎ 百圓以上貳百圓未満   | 貳圓   |
| ◎ 貳百圓以上三百圓未満  | 三圓   |
| ◎ 三百圓以上四百圓未満  | 四圓   |

(二)

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| ◎ 四百圓以上五百圓未満    | 五圓  |
| ◎ 五百圓以上七百五十圓未満  | 六圓  |
| ◎ 七百五十圓以上千圓未満   | 七圓  |
| ◎ 千圓以上千五百圓未満    | 八圓  |
| ◎ 千五百圓以上貳千圓未満   | 九圓  |
| ◎ 貳千圓以上五千圓未満    | 拾圓  |
| ◎ 五千圓以上壹萬圓未満    | 拾貳圓 |
| 以上五千圓まで毎に貳圓を増加す |     |
- 物件讓與の登記に付ては讓渡人讓受人に於て時價相當の價格を定め前項の區別に従ひ一件毎に讓受人より登記料を納む可し

- 〔三〕 物件質入、書入の登記に付ては質入人、書入人より登記料一件毎に前項の半額を納む可し。但し一件に付き金五錢より下すを得ず。
- 〔四〕 補償抵當(第四號の二)登記に付ては價額を定め前例に依て登記料を納む可し。
- 〔五〕 物件差押差留(第九號)等の記入に付ては價格の定りたる物件は其價額又價格の定まらざる物件は時價相當の價額を定め前例に依て登記料を納む可し。
- 〔六〕 家督相續又は遺留財産相續の登記に付ては前例に従ひ一件毎に五分の一の登

料 手 數

記料を納む可し。但し一件に付金五錢より下すを得ざるなり。

○第六號 手 數 料

- 〔一〕 登記事件の取消又は其變更の登記を請ふ者は每一件
- 〔二〕 登記の謄本若くは抜書を請ふ者は每壹枚
- 〔三〕 登記の一覽を請ふ者  
右は手数料として金五錢を納む可し。
- 此每一件とは登記したる一事件に付取消又は變更するの意にして取消變更の筆數にあらざるなり。

價格 評定

○第七號 無登記料無手数料

(一) 官廳の請求に係る登記  
(二) 公立の學校病院、公園及養育院に係る登

(三) 社寺堂宇及墳墓地に係る登記  
(四) 人民共有の用悪水路、溜池敷、堤敷、井溝敷

及公衆の用に供する道路に係る登記  
右は登記料及手数料を要せざるなり

○第八號 價格評定

登記所に於て人民の届出たる價格を不相  
當と認めむるときは其事件に關係なき者三  
名を撰び之を評價人と爲して其價格を評

無登記料 無手数料 數料

登記 付

○第九號 登記に付心得

登記を請ふ者あるときは登記官吏は直に

定せしむるなり○評價人に撰れたる者は  
正當の事由なくして之を辭するを得ず  
評價人の日當は登記所の見込を以て一日  
金貳拾錢より五拾錢までを給す可し○此  
評價人の評定したる價格若し届出の價格  
より増加するときは登記料を納むる者に  
於て其費用を支辨するものとする○若し其  
金額届出の價格と同價又は低下なるとき  
は該費用は登記所に於て之を支辨するな  
り

登記の概目を審査して登記簿に登記し本人に之を示し又は讀聞せたる上本人をして署名捺印せしめ且登記官吏も亦た之に署名捺印するなり物件に關する差押、假差押、差留、假差留、假處分及地所建物の收益、差押に付ては裁判所の命令書に依り登記簿に其記入を爲す可し○此記入は裁判所の命令あるに非ざれば之を取消すを得ざるなり○遺留財産、公賣處分、官有物拂下、無代價下渡又は民有物件を官有と爲したる場合を除くの外總ての登記は契約者双方の請求若くは裁判所の命令あるに非ざれ

○第十號

罰則

は之を爲し又は變更し又は取消すを得ざるなり  
 登記の謄本又は抜書を要し又は一覽を要する者は其登記所に出頭して之を請求するを得るなり登記官吏の職務執行上に關し不服ある者は管轄始審裁判所に抗告するを得るなり○抗告の方法は不服の廉を認め登記官吏に呈出し登記官吏に於て抗告の旨を至當と認めれば直に之を改め若不當と認めむれば管轄始審裁判所に差出して其判決を請ふものとす



詐偽の所爲を以て登記料を減脱し及之に  
通謀したる者は壹圓以上百圓以下の罰金  
に處す○本法に依り罰金に處する者は刑  
法の不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發の例  
を用おさるるなり

第四章 公正證人規則摘要

○第壹號

公正證書

公正證人は人民の囑託に應じて民事に關す  
る一切の事件に付公正證書を作るを以て  
其職務と爲すなり○公正證人の作りたる公  
正證書は完全の證據力を有するものに  
て反對の證據を擧ぐるも決して之に打勝

公正證書

能はざるなり且正本を作りたる場合に於  
ては其正本に依り只だ裁判所の命令を得  
るのみにして執行するの力あり但し刑  
事裁判所に偽造の訴あるときは裁判官は  
其證書の執行を中止す可く又民事裁判所  
に偽造の申立あるときは裁判官は其證書  
の執行を中止するとを得るなり○公正證  
書の効力斯の如く強大なるも亦た寸毫  
の瑕瑾あれば公正の効を有せざるなり故  
に克々注意せざる可からず

○第貳號

公正證人受持區

公正證人は適當の資格を有して試験を受け

公正證人受

公正證人規則摘要

且身元保證金を出し以て司法大臣に隸屬  
 し控訴院長、始審裁判所長の監督を受くる  
 半官吏なるか故尤も確かなるものなり○  
 公證人は治安裁判所の管轄地を以て受持  
 區と爲し其區内に於て司法大臣の認可を  
 受けたる町村内に住居し其居宅に役場を  
 受けたる町内に於て職務を行ふものとす○  
 設け役場内に於て職務を行ふものとす○  
 已むを得ざる事件に付ては受持區内に限  
 り役場外に於て其職務を行ふとを得るな  
 り此已むを得ざる事件とは已に死せんと欲  
 するに臨み遺囑遺物の證書を作らんと欲  
 するが如きを云ふ此場合に於ては本人役

○第三號 原本

證書書類

場に出頭する能はさるか故なり又受持區  
 内に於ては區外人の爲めにも職務を行ふ  
 とを得るも區外に於ては何人の爲めにも  
 職務を行ふとを得ざるなり○公證人は理  
 由なくして人民の囑託を拒むとを得ず若  
 し之を拒みたるるとき囑託人の求めあれば  
 其理由を記して之を渡す可し○證人の公  
 作る書類の用紙は某始審裁判所管内公證  
 人役場と刻したる野紙を用ひ又公證人何  
 某と刻したる方六分の役印を用ふるなり

證書の本紙にして公證人の保存するもの  
 なり○公證人此證書を作るには其囑託人  
 の氏名を知り面識あるを必要とし且丁年  
 者一名の立會人を要す之に違ひたるとき  
 は其證書は公正の効なし故に其氏名を知  
 らす面識なきときは其本籍或は寄留地の  
 郡區長若しくは戸長の證明書又は公證人氏  
 名を知り面識ある丁年者二人以上を以て  
 其人を證せしむ可し之に違へば公正の効  
 を有せず○證書を作りたるときは關係人  
 に讀聞せ其旨を記入し然後に公證人は其  
 關係人各自署名捺印し公證人は其治安裁

判所管内某地住居と肩書を爲す可し○囑  
 託人出頭する能はさるときは代理人を以  
 てするとを得此代理人は委任状を所持せ  
 ざる可からず又後見人なれば其證書を持  
 参せざる可からず○此原本には證券印稅  
 規則に定めたる印紙を貼用す可し

(二)正本

正本は原本に就て其全文を記載したるも  
 のにして本文の義務執行を裁判所に願出  
 づべき旨を其末尾に記入したるものなり  
 ○正本は數量の定りたる金錢其他換用物  
 (米、麥、醬油、酒類)若しくは有價證券(金高を記載

したる者即銀行株券の類の支辨に限り  
利者の請求に依て之を渡すものとす是れ  
即ち裁判上尤も簡便にして尤も證據力の  
強大なるものなり

〔三〕抄録正本

原本の一部分を記し其末尾に正本と同一  
の記載あるものなり此抄録正本は數事件  
を列記し數人各自に關係を異にする證書  
を作りたる場合に於て其一權利者の請求  
を依り其有用の部分のみを抄録して作り  
しものにして其手續其効用は全く正本と  
異ならざるなり

〔四〕正式謄本

原本の全文を寫したるものにして原本に  
代へ得可きものなり

〔五〕抄録正式謄本

原本の一部分を抄寫したるものにして原  
本に代へ得可きものなり即ち正本の抄録  
正本に於けると同一の旨意にして其手續  
其効用は全く正式謄本と同し然れども此  
二書は正本の如く完全の證據力を有せず  
○此二書も亦た權利者の請求に依て之を  
渡すなり

〔六〕謄本

〔七〕  
 原本抄録の全文を寫したるもの  
 原本抄録の一部分を抄寫したるものなり是又  
 完全なる證據力を有するものなり是又  
 原本又は正式謄本は原本と同時に關係人  
 の面前に於て作り又は其後に更に義務者  
 の立會を以て作るを得るなり此場合に  
 於て義務者若出席せざる時は之を求む  
 る者より管轄始審裁判所に出席し其命令  
 に依て他の公證人一員又は裁判所の裁判  
 官檢察官又は書記一員の立會を以て之を  
 作るを得可し之に違ひたる時は其効

なきものとす  
 原本又は正式謄本を渡したる者には更に  
 抄録原本又は抄録正式謄本を渡す可から  
 す又抄録原本又は抄録正式謄本を渡した  
 る者には更に原本又は抄録正式謄本を渡す可  
 からす之を渡すも其効なし○原本又は正  
 式謄本は管轄始審裁判所の命令あるに非  
 されは再度之を渡すを得ず之を渡すも  
 其効なし若し再度以上原本又は正式謄本  
 を得んと欲する者は其事由を記載して管  
 轄始審裁判所に願出つ可し裁判所は原本  
 を保存する公證人に其原本又は正式謄本

手数料及旅費日當

を渡す可きとを命ずるとある可し  
 證書の謄本及其附屬書類の寫は關係人の  
 求めに應じて之を渡すを得るなり

○第四號 手数料及旅費日當

公證人は手数料として原本一枚に付貳拾  
 五錢正本及謄本は一枚に付拾錢の割合を  
 以て囑託人より受くるとを得るなり但  
 し一行は二十字詰一枚は二十行とす其十  
 行以上は一枚に算じ十行以下は半枚に算  
 す○公證人は囑託人の求めに依り先づ證  
 書の草案を渡すを得此場合に於て後に  
 其原本を作りたるときは草案の手取料を

別に請求するを得す若し其原本を作ら  
 ざるときは草案の手取料として原本手取  
 料の半額を受くるとを得るなり  
 公證人其役場より一里以外の地に往て職  
 務を行ふときは往返とも旅費として一里  
 毎に貳拾錢を受くるとを得其職務を行ふ  
 爲め或は災變の爲めに其場所又は途中に  
 滞留するときは日當七拾錢を受くるとを  
 得るなり  
 此手数料の外に證券印紙並に郵紙の代價  
 も亦た囑託人より之を受くるとを得るな  
 り又囑託人の求めあるときは手数料等の

計算書を與ふ可し  
此手数料等に係り争の生じたるときは其  
金額に拘らす管轄始審裁判所に訴ふるも  
のどす

懲罰

○第五號

懲罰

公證人は素より公正を保つものにして其  
所爲の善悪は一に人民の權利に影況と及  
す尤も僅少ならず故に公證人を撰任する  
の法は尤も嚴且密なりと雖ども尙ほ職務  
執行上不正又は過失なきを保せざるなり  
故に懲罰の箇條三拾九を擧げ五拾錢以上  
三拾圓以下の過料に處し又一月以上四月

以下の停職に處せらるゝなり○公證人停  
職に當る所爲三度に及ひたるときは司法  
大臣其職を免するものとす  
公證人此規則を犯したるに依り他人に損  
害を生せしめたるときは之を賠償せざる  
可からず

第五章

出訴期限規則摘要

○第一號

出訴期限の理由

金穀貸借より物品賣買其他總ての取引等  
に至るまで雙方の者互に受取渡の期限を  
定め約條を結び置たるに一方の者其條約  
を履行せざるときは速に裁判所へ出訴す

出訴期限の理由

るを得可く又勘辨を加へ延期するも貸  
 方の自由なり然れども數多の歲月を過す  
 ときは貸方借方請人證人の内死亡又は轉  
 住又は失踪等の爲め事理曖昧に涉り之を  
 判定する能はざるが故其事件に依り左の  
 三個の期限を定め若し此年限内に出席せ  
 ざるときは自から其條約を解きしものと  
 看做し權利者は之を訴ふるの權利を失ひ  
 義務者は之を履行するの義務を免れたる  
 ものと爲すなり

六箇月限

○第二號 六箇月限

左の事件は六箇月限にして其以後は出席

壹箇年限

○第三號 壹箇年限

左の事件は一箇年以後出席するを得さ

- 〔一〕 醫師の診察料及藥價
- 〔二〕 授業師より門弟に給與したる飲食料
- 〔三〕 商人より

するを得ざるなり

- 〔一〕 學藝の授業料
- 〔二〕 送賃
- 〔三〕 旅箱料
- 〔四〕 飲食料
- 〔五〕 手附金
- 〔六〕 商人互の寄掛代金
- 〔七〕 職人の手間代金
- 〔八〕 日雇人の給料
- 〔九〕 請負金
- 〔十〕 芝居等の木戸錢又は棧敷錢等
- 〔十一〕 男女藝者の揚代金



五箇年限

り商人に非ざる者への賣掛代金 (四) 一箇年期迄の奉公人給料

○第四號 五箇年限

左の事件は五箇年限り出訴するを得ざるなり

- (一) 期限を定めたる貸附米金及び利息
- (二) 期限を定めたる預米金及び其利息
- (三) 家屋及土地の借賃
- (四) 小作米金
- (五) 證據金
- (六) 敷金
- (七) 物品の借賃
- 又は損料
- (八) 養育料
- (九) 七箇年期の
- 奉公人給料
- (十) 期限なき年金及ひ一生

涯の年金

必商携家 五法早見 終

明治二十年一月二十一日版權免許

全 年六月 出版發賣

正價金六錢

東京府平民

編輯者

福島信三郎

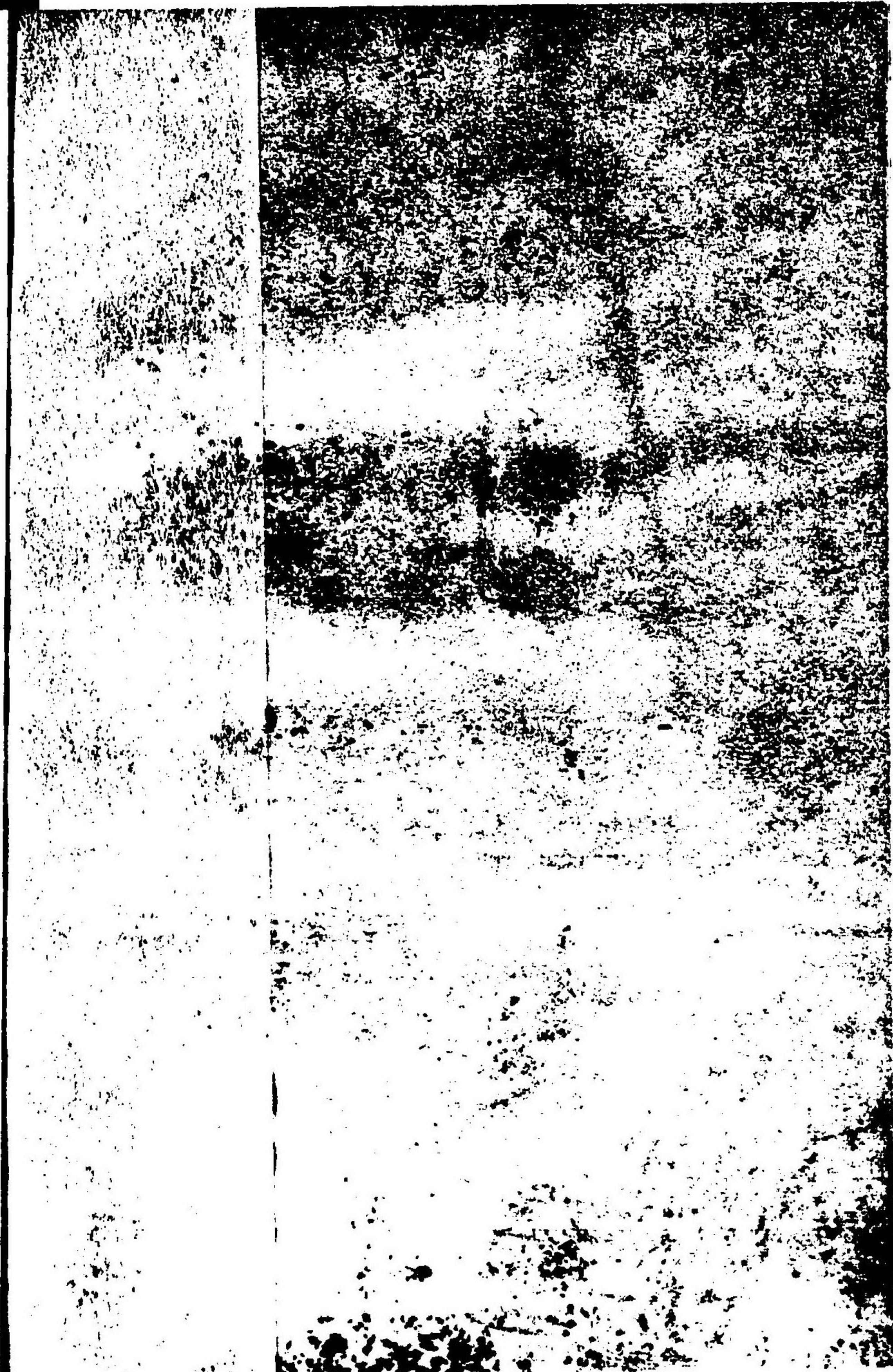
日本橋區駿河町拾壹番地

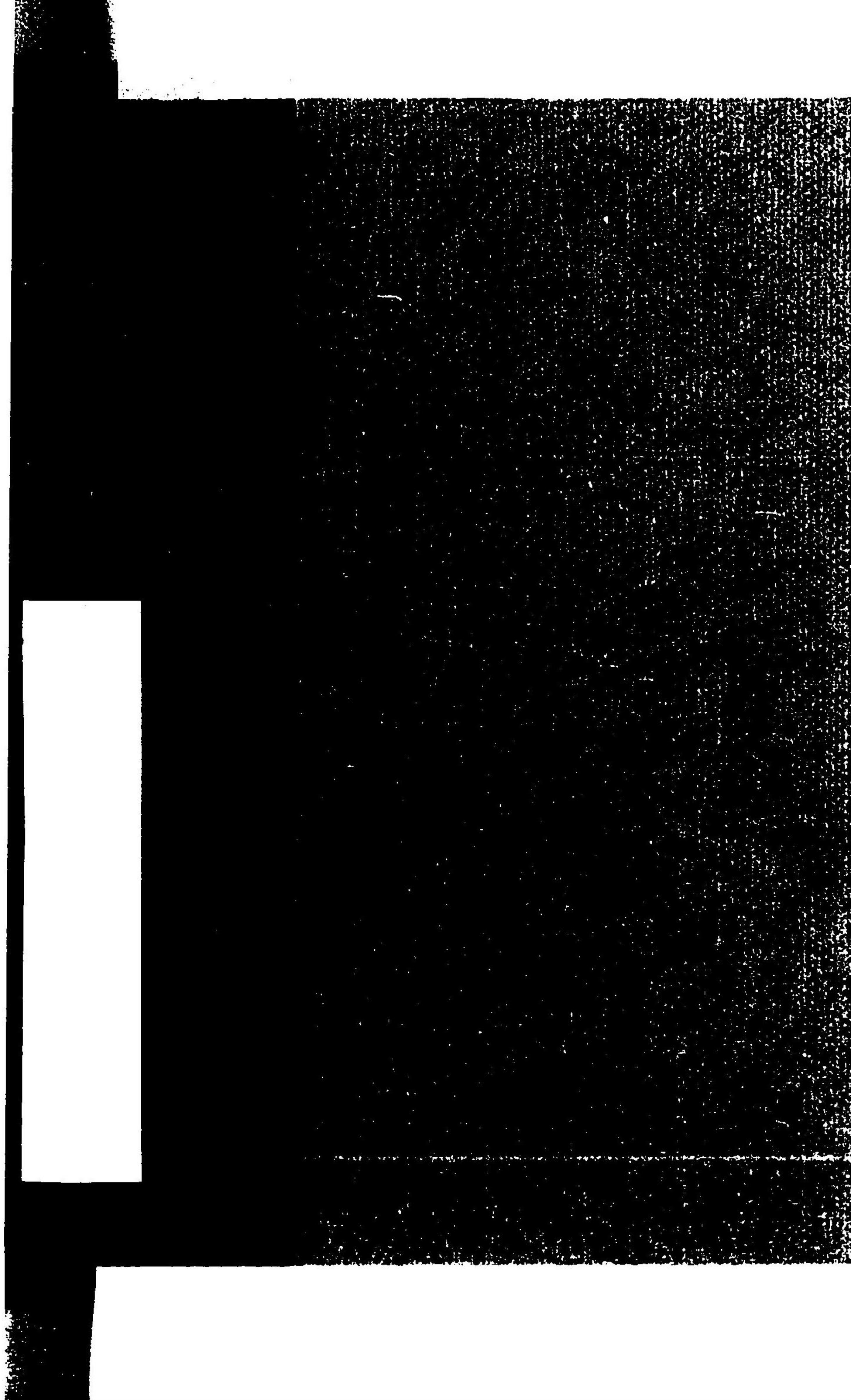
東京府平民

出版者

中外堂 柳河梅次郎

日本橋區本町二丁目十番地





030992-000-7

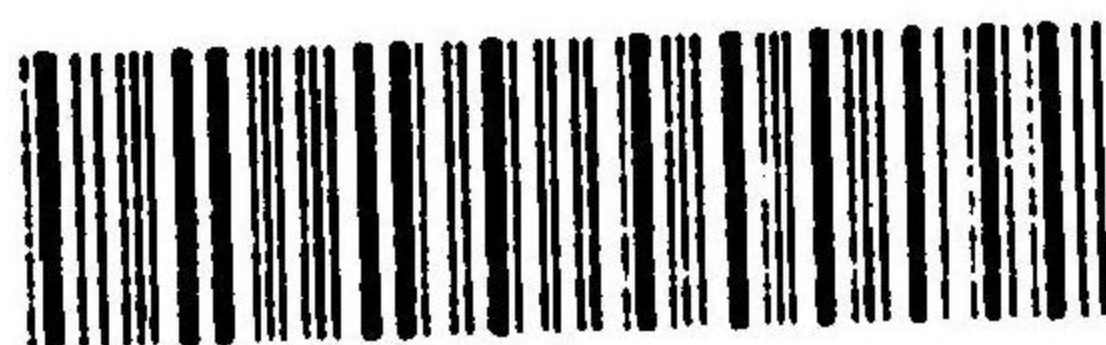
特53-701

五法早見

福島 信三郎 / 編

M20

BBC-0459



特53

701

商家携

五法早見

国立国会図書館